

「札幌市環境影響評価条例改正のあり方」に係る

環境影響評価審議会 審議日程及び審議事項について (案)

審議会 (全体会議)	開 催 日 程	審 議 事 項
1 回目	平成 2 3 年 1 1 月 1 0 日 (木) 午後 : 2 時 3 0 分 ~ 4 時 3 0 分	市長からの諮問 検討項目の確認 審議日程等
2 回目	平成 2 4 年 1 月 1 9 日 (木) または 平成 2 4 年 2 月 中 旬 ~ 下 旬	政令市長の直接意見の規定 方法書手続き ・住民説明会の導入 ・審議会の関与規定 電子縦覧など ・各図書 WEB 上への掲載 ・意見募集の手法
3 回目	平成 2 4 年 4 月 中 旬	対象事業の追加 ・風力発電施設 ・汚染土壌処理施設 事後調査手続き ・コミュニケーション ・公表主体 (市長 → 事業者)
4 回目	平成 2 4 年 6 月 中 旬	計画段階での配慮書の手続き ・SEA の導入の是非 ・SEA 導入する際の手法 ・環境配慮指針との整合性 ・審議会の関与規定
5 回目	平成 2 4 年 7 月 中 旬	
6 回目	平成 2 4 年 9 月 中 旬	市長への中間報告案
7 回目	平成 2 4 年 1 2 月 中 旬	市長への答申案

【参考】 その他の事務手続き (環境共生推進担当課)

※パブリックコメント実施 (予定) 平成 24 年 10 月下旬頃から 30 日間以上

※改正条例案の上程 (予定) 平成 25 年 5 月議会